

水俣市議会会議録

令和5年5月第2回臨時会 (5月15日開会)
(5月16日閉会)

水俣市議会

令和5年5月第2回臨時会（5月15日招集）会期日程表

（会期 5月15日から5月16日まで2日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	5月15日	月	午前10時	本会議	開会 議長の選挙 議席の指定 会議録署名議員の指名 会期の決定 副議長の選挙 常任委員の選任 議会運営委員の選任 特別委員会の設置 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙 議案上程 提案理由説明 議案質疑 委員会付託
2	16日	火	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

令和5年5月第2回水俣市議会臨時会会議録目次

令和5年5月15日（月）　　—— 1日目 ——

出欠席議員	1 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
事務局長の発言	3
○臨時議長の発言	3
開　　会	3
市長の挨拶	3
開　　議	4
日程第1　仮議席の指定について	4
日程第2　議長の選挙について	4
○岩村龍男君の挨拶	6
休憩・開議	6
日程第3　議席の指定について	6
諸般の報告	7
日程第4　会議録署名議員の指名について	7
日程第5　会期の決定について	7
日程第6　副議長の選挙について	8
○田口憲雄君の挨拶	9
日程第7　常任委員及び議会運営委員の選任について	9
日程第8　特別委員会の設置について	10
休憩・開議	11
常任委員会・議会運営委員会及び特別委員会の正副委員長互選の報告	11
委員会の閉会中の継続調査について（日程追加）	12
採　　決	12
閉会中の継続調査申出書	12
日程第9　水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙について	13
休憩・開議	14
議案上程	14

採 決	2 - 6
日程第6 議第31号 監査委員の選任について	6
市長の提案理由説明	7
質 疑	7
討 論	7
日程第7 議第32号 監査委員の選任について	8
市長の提案理由説明	8
質 疑	8
討 論	9
採 決	9
日程第8 議第33号 固定資産評価員の選任について	9
市長の提案理由説明	10
質 疑	10
討 論	11
採 決	11
閉 会	11

令和5年5月15日

令和5年5月第2回水俣市議会臨時会会議録
(第1号)

令和5年5月第2回水俣市議会臨時会会議録（第1号）

1、令和5年5月15日水俣市長第2回水俣市議会臨時会を招集する。

1、令和5年5月15日午前10時0分水俣市議会議長第2回水俣市議会臨時会の開会を宣告する。

1、令和5年5月16日午前10時18分水俣市議会議長第2回水俣市議会臨時会の閉会を宣告する。

令和5年5月15日（月曜日）

午前10時0分 開会

午後1時37分 散会

（出席議員） 16人

平岡 朱君	杉迫 一樹君	淵上 美緒君
吉野 誠君	杉本 康宏君	森川 武治君
木戸 理江君	岩村 龍男君	高岡 朱美君
藤本 壽子君	小路 貴紀君	桑原 一知君
真野 頼隆君	牧下 恭之君	田口 憲雄君
松本 和幸君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事務局 長（岡本 広志君）	主 幹（橋本 晃君）
主 任（宮崎 聖子君）	主 任（森 ちひろ君）

（説明のため出席した者） 13人

市 長（高岡 利治君）	副 市 長（小林 信也君）
総務企画部長（中谷 衛君）	福祉環境部長（堤 茂君）
産業建設部長（本田 聖治君）	教 育 長（小島 泰治君）
総務企画部次長（岡本 夫美代君）	産業建設部次長（田中 真也君）
上下水道局長（永田 久美子君）	総合医療センター事務部総務課長（上田 敬祐君）
総務企画部市長公室長（白本 亮君）	総務企画部総務課長（岩井 浩昭君）
総務企画部地域振興課長（柿本 英行君）	

○議事日程 第1号

令和5年5月15日 午前10時1分開議

第1 仮議席の指定について

第2 議長の選挙について

第3 議席の指定について

第4 会議録署名議員の指名について

第5 会期の決定について

第6 副議長の選挙について

第7 常任委員及び議会運営委員の選任について

第8 特別委員会の設置について

第9 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙について

(付託委員会)

第10 議第26号 専決処分の報告及び承認について

専第2号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第11 議第27号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
(総務産業)

第12 議第28号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 令和4年度水俣市一般会計補正予算(第15号) (各委)

第13 議第29号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 令和5年度水俣市一般会計補正予算(第1号) (厚生文教)

第14 議第30号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 令和5年度水俣市一般会計補正予算(第2号) (厚生文教)

○本日の会議に付した事件

議事日程のほかに

委員会の閉会中の継続調査について

総務産業委員会

- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

午前10時0分

○事務局長（岡本広志君） おはようございます。

議員の皆様の栄えある御当選を心からお喜び申し上げます。

今臨時会は、一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、松本和幸議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。

松本議員、よろしく願いいたします。

（臨時議長 松本和幸君議長席に着く）

○臨時議長（松本和幸君） おはようございます。

地方自治法第107条の規定により臨時議長の職務を行います。

よろしく願い申し上げます。

開会

午前10時1分 開会

○臨時議長（松本和幸君） ただいまから令和5年第2回水俣市議会臨時会を開会します。

市長の挨拶

○臨時議長（松本和幸君） 高岡市長から発言を求められておりますので、この際、発言を許します。

（「議長」と言う者あり）

○臨時議長（松本和幸君） 高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） ただいま、発言をお許しいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

去る4月23日に執行されました水俣市議会議員選挙において、市民の皆様の信任を受け、当選されました16名の議員各位に、心からお喜びを申し上げます。

これまでの4年間は、新型コロナウイルスの感染拡大やそれに伴う経済の冷え込み、そして豪雨災害など、大きな困難に直面をし、対応にせまられた4年間でありました。

3年余り続いたコロナ対策は、今月8日の感染症法上の位置づけが5類に移行したことにより、一つの節目を迎えております。

加えて、TSMC熊本工場の稼働が迫る中、次々と変化する県内の社会情勢に呼応し、水俣市

の独自姿勢や強みを最大限に発揮しながら、経済と市民生活の確固たる基盤を築いていかねばなりません。

水俣の将来を見据え、私が市長就任以後進めております市の財政再建については、一定の成果が見えつつも、過去のつけが清算されたわけではなく、まだ道半ばであります。この先取り組むべき課題はまだ山ほどありますが、水俣市の発展と市民の幸せの実現に向け、執行部として引き続き全力を尽くしてまいります。

その中で市議会では、物事を深く見通し、本質を取らえ、建設的な議論と優れた判断ができるそのような良識が問われる4年間でもあると考えます。

市議会の皆様方には、市民が真に幸せを実感できる水俣市となるよう、格別の御協力をお願い申し上げます。

結びに、議員各位の御健勝と御活躍を祈念申し上げ、簡単ではございますが、私からの挨拶といたします。

○臨時議長（松本和幸君） 以上で市長の挨拶を終わりました。

○臨時議長（松本和幸君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（松本和幸君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

この際、議事の進行上、仮議席は、ただいま御着席の議席を指定します。

日程第2 議長の選挙について

○臨時議長（松本和幸君） 日程第2、議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（松本和幸君） ただいまの出席議員数は16人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○臨時議長（松本和幸君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○臨時議長（松本和幸君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○臨時議長（松本和幸君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

（氏名点呼）

（各員投票）

○臨時議長（松本和幸君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○臨時議長（松本和幸君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○臨時議長（松本和幸君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に小路貴紀議員、藤本壽子議員を指名します。

したがって両議員の立ち会いをお願いします。

（投票点検）

○臨時議長（松本和幸君） 選挙の結果を御報告します。

投票総数16票

これは先ほどの出席議員に符合しております。

そのうち

有効投票 15票

無効投票 1票

有効投票中

岩村龍男議員 11票

田口憲雄議員 4票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

したがって岩村龍男議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました岩村龍男議員が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により議長当選の告知をします。

岩村龍男議員、御挨拶をお願いします。

(岩村龍男君登壇)

○岩村龍男君 改めておはようございます。

ただいま行われました議長選挙において、11名の議員の方から御支援をいただきました。おかげをもちまして当選をさせていただき、議長当選の告知を受けたところでございます。

今回の議長選挙において、私に投じていただいた議員の皆様の思いをしっかりと受け止め、信頼される議会運営、時代に応じた議会改革に取り組み、市民の皆様への負託に応えられるよう頑張っ
てまいります。

また、高岡市長をはじめ、執行部、職員の皆様とは、建設的な議論を行い、これからの水俣の
ことを市民ファーストの観点から取り組んでいければと思っておりますので、どうぞよろしくお
願いいたします。

最後になりますが、議長としての職に誠心誠意努め、責務を果たしていく所存でございます。

議員各位、そして、高岡市長、執行部の皆様の御支援御協力をお願いし、議長就任の挨拶と代
えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

○臨時議長(松本和幸君) 御協力ありがとうございました。

新しい議長が決まりましたので、議長と交代します。

岩村議長、議長席にお着き願います。

(臨時議長 松本和幸君退席)

(議長 岩村龍男君議長席に着く)

○議長(岩村龍男君) それでは、皆様におかれましては、議長選挙が終わりましたので、この際
しばらく休憩といたします。

午前10時18分 休憩

午前10時45分 開議

○議長(岩村龍男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議席の指定について

○議長(岩村龍男君) 日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定します。

平岡議員の議席番号を1番に、杉迫議員の議席番号を2番に、淵上議員の議席番号を3番に、
吉野議員の議席番号を4番に、杉本議員の議席番号を5番に、森川議員の議席番号を6番に、木
戸議員の議席番号を7番に、私、岩村の議席番号を8番に、高岡議員の議席番号を9番に、藤本
議員の議席番号を10番に、小路議員の議席番号を11番に、桑原議員の議席番号を12番に、真野議

員の議席番号を13番に、牧下議員の議席番号を14番に、田口議員の議席番号を15番に、松本議員の議席番号を16番に指定いたします。

したがって各議員は、ただいま指定した議席に御着席ください。

(議員各位新議席に着く)

○議長（岩村龍男君） この際諸般の報告をします。

本日市長から、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づく予算の繰越の報告3件が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に監査委員から、令和4年度財政援助団体等の監査結果、令和4年度定期監査結果及び令和5年2月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧お願いいたします。

次に、今臨時会に地方自治法第121条の規定により、高岡市長、小林副市長、中谷総務企画部長、堤福祉環境部長、本田産業建設部長、岡本総務企画部次長、田中産業建設部次長、白本市長公室長、岩井総務課長、柿本地域振興課長、小島教育長、上田総合医療センター事務部総務課長、永田上下水道局長、以上の出席を要求いたしました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めていきます。

以上で報告を終わります。

日程第4 会議録署名議員の指名について

○議長（岩村龍男君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、平岡朱議員、松本和幸議員を指名いたします。

日程第5 会期の決定について

○議長（岩村龍男君） 日程第5、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期臨時会の会期は、本日5月15日から16日までの2日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（岩村龍男君） 御異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から2日間とすることに決定いたしました。

日程第6 副議長の選挙について

○議長（岩村龍男君） 日程第6、副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（岩村龍男君） ただいまの出席議員は、16人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（岩村龍男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○議長（岩村龍男君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

（氏名点呼）

（各員投票）

○議長（岩村龍男君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（岩村龍男君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に小路貴紀議員及び藤本壽子議員を指名します。

したがって両議員の立ち会いをお願いします。

（投票点検）

○議長（岩村龍男君） 選挙の結果を報告します。

投票総数16票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 15票

無効投票 1票

有効投票中

田口憲雄議員 14票

小路貴紀議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。

したがって田口憲雄議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました田口議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により副議長当選の告知をします。

田口憲雄議員に御挨拶をお願いします。

(田口憲雄君登壇)

○田口憲雄君 改めまして、おはようございます。

この度、改選後初議会におきまして、議員各位の皆様方の御推挙をいただき、副議長に就任させていただきました。誠にありがとうございます。

本市におきましては、厳しい財政状況、また少子高齢化、人口減少それに伴う経済問題など、喫緊の課題が山積しておりますが、議長を支えながらしっかりとした議会運営、そして市民に分かる議会運営を進めてまいりたいと考えております。

執行部の皆様、そして議員の皆様方の御理解と御協力をよろしくお願いいたしまして、就任の挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。(拍手)

日程第7 常任委員及び議会運営委員の選任について

○議長（岩村龍男君） 次に、日程第7、常任委員及び議会運営委員の選任を行います。

常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、総務産業常任委員に吉野議員、杉本議員、森川議員、高岡議員、藤本議員、桑原議員、真野議員、松本議員、以上8名を、厚生文教常任委員に平岡議員、杉迫議員、淵上議員、木戸議員、小路議員、牧下議員、田口議員、私、岩村、以上8名を、議会運営委員に、杉迫議員、森川議員、高岡議員、小路議員、真野議員、松本議員、以上6名をそれぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました以上の議員をそれぞれの常任委員及び議会運営委員に選任することに決定いたしました。

日程第8 特別委員会の設置について

○議長（岩村龍男君） 次に、日程第8、特別委員会の設置について議題とします。

特別委員会の設置について

- | | |
|---------|-------------------------|
| 1. 名 称 | 環境対策特別委員会 |
| 1. 構成人員 | 8人 |
| 1. 調査期限 | 令和9年4月30日まで閉会中の継続調査とする |
| 1. 調査内容 | 水俣病対策並びに環境保全に関する諸問題について |
| 1. 調査費用 | 議会費既決予算の中から支出する |
-

- | | |
|---------|--------------------------|
| 1. 名 称 | 高速交通対策特別委員会 |
| 1. 構成人員 | 7人 |
| 1. 調査期限 | 令和9年4月30日まで閉会中の継続調査とする |
| 1. 調査内容 | 南九州西回り自動車道の建設に関する諸問題について |
| 1. 調査費用 | 議会費既決予算の中から支出する |
-

○議長（岩村龍男君） お諮りします。

水俣病対策並びに環境保全に関する諸問題の調査を行うため、委員8人で構成する環境対策特別委員会、南九州西回り自動車道の建設に関する諸問題の調査を行うため、委員7人で構成する高速交通対策特別委員会を議席に配付のとおり設置したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって、環境対策特別委員会及び高速交通対策特別委員会は、設置することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました各特別委員会の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、環境対策特別委員に平岡議員、淵上議員、森川議員、木戸議員、藤本議員、小路議員、桑原議員、松本議員、以上8人を、高速交通対策特別委員に、杉迫議員、吉野議員、杉本議員、高岡議員、真野議員、牧下議員、田口議員、以上7人をそれぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました8人の議員を環境対策特別委員に、次の7人の議員を高速交通対策特別委員に選任することに決定しました。

○議長（岩村龍男君） この際、各議員にお願いします。

各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会は、正副委員長互選のため、直ちに委員会の開催をお願いいたします。

委員会開催のためしばらく休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午後0時0分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

総務産業常任委員会

委員長 真野議員

副委員長 高岡議員

厚生文教常任委員会

委員長 牧下議員

副委員長 木戸議員

議会運営委員会

委員長 小路議員

副委員長 松本議員

環境対策特別委員会

委員長 松本議員

副委員長 木戸議員

高速交通対策特別委員会

委員長 真野議員

副委員長 牧下議員

以上のとおりであります。

次に、各常任委員会から、閉会中継続調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

お諮りします。

委員会の閉会中の継続調査については、緊急を要しますので、急施事件と認め、この際日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

委員会の閉会中の継続調査について(日程追加)

総務産業委員会

- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

○議長(岩村龍男君) 委員会の閉会中の継続調査について、議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和5年5月15日

総務産業常任委員長 真野 頼 隆

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様

記

事件の番号	件名	理由
	一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中の継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和5年5月15日

厚生文教常任委員長 牧下恭之

水俣市議会議長 岩村龍男様

記

事件の番号	件名	理由
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中の継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和5年5月15日

議会運営委員長 小路貴紀

水俣市議会議長 岩村龍男様

記

事件の番号	件名	理由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第9 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙について

○議長（岩村龍男君） 日程第9、水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は、指名推選によることと決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって議長において指名することに決定しました水俣芦北広域行政事務組合議会議員に、私、岩村、高岡議員、藤本議員、小路議員、桑原議員、真野議員、田口議員、松本議員以上8人の議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました8人の議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました8人の議員が水俣芦北広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました私、岩村、高岡議員、藤本議員、小路議員、桑原議員、真野議員、田口議員、松本議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

○議長(岩村龍男君) それでは、この際、暫時休憩を取り、午後1時30分から再開したいと思います。

よろしく願いいたします。

午後0時4分 休憩

午後1時30分 開議

○議長(岩村龍男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の審議に入ります。

日程第10 議第26号 専決処分の報告及び承認について

専第2号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議第27号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議第28号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 令和4年度水俣市一般会計補正予算(第15号)

日程第13 議第29号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

日程第14 議第30号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

○議長（岩村龍男君） 日程第10、議第26号専決処分の報告及び承認についてから、日程第14、議第30号専決処分の報告及び承認についてまで、5件を一括して議題とします。

議第26号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年5月15日提出

水俣市長 高岡利治

専第2号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

専第2号

専 決 処 分 書

水俣市税条例等の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分することとする。

令和5年3月31日専決

水俣市長 高岡利治

水俣市税条例等の一部を改正する条例

第1条 水俣市税条例（平成8年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

3号ハ」に改め、同条第19項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第20項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第21項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第23項を次のように改める。

23 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第15条の2を削る。

附則第15条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の水俣市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日

(2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定
令和6年1月1日

(3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の水俣市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき水俣市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（専決処分を必要とする理由）

本案は、地方税法の改正等に伴い、市税賦課に急施を要することから、専決処分するものである。

議第27号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

令和5年5月15日提出

水俣市長 高岡利治

専第3号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

専第3号

専 決 処 分 書

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分することとする。

令和5年3月31日専決

水俣市長 高岡利治

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

水俣市国民健康保険税条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第21条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5千円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5千円」に改める。

第21条の2中「第22条の2」を「第22条の2第1項」に改める。

第22条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第3項中「第21条第1項」を「第21条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第4項、第5項、第7項から第10項まで、第13項及び第14項中「第21条第1項の」を「第21条の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の水俣市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（専決処分を必要とする理由）

本案は、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の課税に急施を要することから、専決処分するものである。

議第28号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年5月15日提出

水俣市長 高岡利治

専第4号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第15号）

専第4号

専 決 処 分 書

令和4年度水俣市の一般会計補正予算（第15号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日専決

水俣市長 高岡利治

（専決処分を必要とする理由）

年度末における地方債発行額の確定に伴う起債限度額の変更等のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

（別紙）

令和4年度水俣市一般会計補正予算（第15号）

令和4年度水俣市の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30,523千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,308,387千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第15号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
19 繰越金		197,675	50,885	248,560
	1 繰越金	197,675	50,885	248,560
21 市債		852,700	△81,408	771,292
	1 市債	852,700	△81,408	771,292
補正されなかった款に係る額		15,288,535		15,288,535
歳入合計		16,338,910	△30,523	16,308,387

歳出

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
2 総務費		2,229,196	△2,175	2,227,021
	1 総務管理費	1,860,383	△2,175	1,858,208
4 衛生費		2,024,145	0	2,024,145
	1 保健衛生費	601,928	0	601,928
	2 清掃費	798,897	0	798,897
5 農林水産業費		492,882	△20,550	472,332
	1 農業費	301,864	△20,550	281,314
	2 林業費	154,864	0	154,864
6 商工費		636,154	0	636,154
	2 総合経済対策費	472,100	0	472,100

7 土木費		1,087,033	0	1,087,033
	2 道路橋りょう費	442,847	0	442,847
8 消防費		432,155	△3,661	428,494
	1 消防費	432,155	△3,661	428,494
9 教育費		1,071,218	△4,137	1,067,081
	5 保健体育費	438,490	△4,137	434,353
10 災害復旧費		63,524	0	63,524
	2 公共土木施設災害復旧費	49,448	0	49,448
	3 文教施設災害復旧費	14,075	0	14,075
補正されなかった款に係る額		8,302,603		8,302,603
歳 出 合 計		16,338,910	△30,523	16,308,387

第2表 繰越明許費補正

1 変 更

款	項	事業名	補 正 前	補 正 後
			金 額	金 額
4 衛生費	1 清掃総務費	清掃施設管理運営費	千円 8,319	千円 8,726

第3表 地方債補正

1 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	千円 158,900				千円 151,100			
地方道路等整備事業	50,700				50,200			
緊急防災・減災事業	22,300				20,400			
過疎対策事業	424,000				396,000			
臨時財政対策債	150,000				106,792			
補正されなかった事業に係る額	46,800				46,800			
計	852,700				771,292			

議第29号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年5月15日提出

水俣市長 高岡利治

専第5号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

専第5号

専 決 処 分 書

令和5年度水俣市の一般会計補正予算（第1号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定

に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和5年4月1日専決

水俣市長 高岡利治

(専決処分を必要とする理由)

新型コロナウイルス感染症対策のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

(別紙)

令和5年度水俣市一般会計補正予算(第1号)

令和5年度水俣市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ91,516千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,771,516千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正(第1号)

歳入

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
14 国庫支出金		2,224,107	91,516	2,315,623
	1 国庫負担金	1,834,058	60,314	1,894,372
	2 国庫補助金	384,680	31,202	415,882
補正されなかった款に係る額		13,455,893		13,455,893
歳入合計		15,680,000	91,516	15,771,516

歳出

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
4 衛生費		1,762,207	91,516	1,853,723
	1 保健衛生費	374,717	91,516	466,233
補正されなかった款に係る額		13,917,793		13,917,793
歳出合計		15,680,000	91,516	15,771,516

議第30号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年5月15日提出

水俣市長 高岡利治

専第6号 令和5年度水俣市一般会計補正予算(第2号)

専第6号

専決処分書

令和5年度水俣市の一般会計補正予算(第2号)を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定

に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和5年4月21日専決

水俣市長 高岡利治

(専決処分を必要とする理由)

電力・ガス・食料品等価格高騰の緊急支援のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

(別紙)

令和5年度水俣市一般会計補正予算(第2号)

令和5年度水俣市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28,440千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,799,956千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正(第2号)

歳入

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
14 国庫支出金		2,315,623	28,440	2,344,063
	2 国庫補助金	415,882	28,440	444,322
補正されなかった款に係る額		13,455,893		13,455,893
歳入合計		15,771,516	28,440	15,799,956

歳出

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
3 民生費		5,523,672	28,440	5,552,112
	2 児童福祉費	1,823,367	28,440	1,851,807
補正されなかった款に係る額		10,247,844		10,247,844
歳出合計		15,771,516	28,440	15,799,956

○議長(岩村龍男君) 提案理由の説明を求めます。

(「議長」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 高岡市長。

(市長 高岡利治君登壇)

○市長(高岡利治君) 本臨時市議会に提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第26号専決処分の報告及び承認について、専第2号水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法の改正等に伴い、市税賦課に急施を要しましたので、専決処分を行ったもの

であります。

改正の内容といたしましては、森林環境税の導入に伴う賦課徴収、軽自動車税におけるグリーン化特例の延長、固定資産税における償却資産の課税標準特例の追加等であります。

次に、議第27号専決処分の報告及び承認について、専第3号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の課税に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

改正の内容といたしましては、国民健康保険税の算定における後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の引上げ及び軽減判定所得の見直しであります。

次に、議第28号専決処分の報告及び承認について、専第4号令和4年度水俣市一般会計補正予算第15号について申し上げます。

本案は、年度末における地方債発行額の確定に伴う起債限度額の変更等により、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,052万3,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ163億838万7,000円とするものであります。

補正の内容としましては、歳出予算において事業費の確定に伴い予算額の調整を行っております。

その財源としまして、第19款繰越金、第21款市債をもって調整いたしております。

このほか、繰越明許費の補正として、清掃施設管理運営費の変更を計上いたしております。

地方債の補正として、災害復旧事業ほか4件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第29号専決処分の報告及び承認について、専第5号令和5年度水俣市一般会計補正予算第1号について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策のため、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,151万6,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ157億7,151万6,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第4款衛生費に新型コロナウイルスワクチン接種事業を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第14款国庫支出金をもって調整いたしております。

次に、議第30号専決処分の報告及び承認について、専第6号令和5年度水俣市一般会計補正予算第2号について申し上げます。

本案は、電力・ガス・食料品等価格高騰の緊急支援のため、予算措置に急施を要しましたの

で、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,844万円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ157億9,995万6,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第3款民生費に低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金給付事業を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第14款国庫支出金をもって調整いたしております。

以上、本臨時市議会に提案いたしました、議第26号から議第30号までについて、順次、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩村龍男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後1時35分 休憩

午後1時35分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

議第26号専決処分の報告及び承認について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

議第27号専決処分の報告及び承認について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

議第28号専決処分の報告及び承認について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

議第29号専決処分の報告及び承認について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

議第30号専決処分の報告及び承認について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議案5件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管

の常任委員会に付託いたします。

○議長（岩村龍男君） 以上で本日の本会議の日程は全部終了しました。

次の本会議は、翌16日午前10時から開きます。

なお、討論の通告は、このあと行われます委員会終了後までに通告を願います。

本日はこれにて散会します。

午後1時37分 散会

令和5年5月16日

令和5年5月第2回水俣市議会臨時会会議録
(第2号)

令和5年5月第2回水俣市議会臨時会会議録（第2号）

令和5年5月16日（火曜日）

午前10時0分 開議

午前10時18分 閉会

（出席議員） 16人

平岡 朱君	杉迫 一樹君	淵上 美緒君
吉野 誠君	杉本 康宏君	森川 武治君
木戸 理江君	岩村 龍男君	高岡 朱美君
藤本 壽子君	小路 貴紀君	桑原 一知君
真野 頼隆君	牧下 恭之君	田口 憲雄君
松本 和幸君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事務局 長（岡本 広志君）	主 幹（橋本 晃君）
主 任（宮崎 聖子君）	主 任（森 ちひろ君）

（説明のため出席した者） 13人

市 長（高岡 利治君）	副 市 長（小林 信也君）
総務企画部長（中谷 衛君）	福祉環境部長（堤 茂君）
産業建設部長（本田 聖治君）	教 育 長（小島 泰治君）
総務企画部次長（岡本 夫美代君）	産業建設部次長（田中 真也君）
上下水道局長（永田 久美子君）	総合医療センター事務部総務課長（上田 敬祐君）
総務企画部市長公室長（白本 亮君）	総務企画部総務課長（岩井 浩昭君）
総務企画部地域振興課長（柿本 英行君）	

○議事日程 第2号

令和5年5月16日 午前10時開議

- 第1 議第26号 専決処分の報告及び承認について
専第2号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議第27号 専決処分の報告及び承認について
専第3号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議第28号 専決処分の報告及び承認について
専第4号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第15号）
- 第4 議第29号 専決処分の報告及び承認について
専第5号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第1号）
- 第5 議第30号 専決処分の報告及び承認について
専第6号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第2号）
- 第6 議第31号 監査委員の選任について
- 第7 議第32号 監査委員の選任について
- 第8 議第33号 固定資産評価員の選任について
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時0分 開議

○議長（岩村龍男君） おはようございます。

前日に引き続き会議を開きます。

日程に先立ち諸般の報告をいたします。

本日市長から人事案件3件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

- 日程第1 議第26号 専決処分の報告及び承認について
専第2号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議第27号 専決処分の報告及び承認について
専第3号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議第28号 専決処分の報告及び承認について
専第4号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第15号）

日程第4 議第29号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 令和5年度水俣市一般会計補正予算(第1号)

日程第5 議第30号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 令和5年度水俣市一般会計補正予算(第2号)

○議長(岩村龍男君) 日程第1、議第26号専決処分の報告及び承認についてから、日程第5、議第30号専決処分の報告及び承認についてまでの5件を議題といたします。

前日に、各常任委員会に付託しておりました議案5件について、委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから順次、委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業委員長真野委員長をお願いします。

(総務産業委員長 真野頼隆君登壇)

○総務産業委員長(真野頼隆君) ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第26号水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法の改正等に伴い、市税賦課に急施を要したもので、専決処分を行ったものである。

改正の内容としては、森林環境税の導入に伴う賦課徴収、軽自動車税におけるグリーン化特例の延長、固定資産税における償却資産の課税標準特例の追加等であるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第27号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の課税に急施を要したもので、専決処分を行ったものである。

改正の内容としては、国民健康保険税の算定における後期高齢者支援金等課税額の引上げ及び軽減判定所得の見直しであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、承認すべきものと決定しました。

最後に、専決処分されました議第28号令和4年度水俣市一般会計補正予算第15号中付託分について申し上げます。

本案は、年度末における地方債発行額の確定に伴う起債限度額の変更等により、予算措置に急施を要したもので、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、歳出予算において事業費の確定に伴い予算額の調整を行っている。その

財源として、第19款繰越金、第21款市債をもって調整している。

このほか、地方債の補正として、災害復旧事業ほか4件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、災害対策費の震度計移設工事の内容についてただしたのに対し、新庁舎建設に伴い、県が設置する震度計の移設工事を行った。令和3年度にケーブル等の工事を行い、令和4年度に計測機器設置工事を行う予定だったが、偶然県の震度計の機器更新が重なり、県が工事をすることになり、市の工事が不要となったため、予算の減額を行ったとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、承認すべきものと決定しました。

以上で、総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、厚生文教委員長牧下議員お願いいたします。

（厚生文教委員長 牧下恭之君登壇）

○厚生文教委員長（牧下恭之君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会での審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

まず、専決処分されました議第28号令和4年度水俣市一般会計補正予算第15号中付託分について申し上げます。

本案は、年度末における地方債発行額の確定に伴う起債限度額の変更等により、予算措置に急施を要したもので、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、歳出予算において事業費の確定に伴い予算額の調整を行っている。

その財源として、第19款繰越金、第21款市債をもって調整している。このほか、繰越明許費の補正として、清掃施設管理運営費の変更を計上している。

また、地方債の補正として、災害復旧事業ほか3件の限度額の変更を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第29号令和5年度水俣市一般会計補正予算第1号について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策のため、予算措置に急施を要したもので、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、第4款衛生費に新型コロナウイルスワクチン接種事業を計上している。

その財源として、第14款国庫支出金をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、新型コロナワクチン接種事業の接種期間についてただしたのに対し、国の方針に

より、令和6年3月末まで延長され、追加接種については、年1回、重症化リスクが高い人は年2回接種とされている。今年度は、集団接種を行わず、個別接種とする。次年度以降については、国から示されていないとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

最後に、専決処分されました議第30号令和5年度水俣市一般会計補正予算第2号について申し上げます。

本案は、電力・ガス・食料品等価格高騰の緊急支援のため、予算措置に急施を要したので、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、第3款民生費に、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金給付事業を計上している。

その財源として、第14款国庫支出金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和5年5月15日

総務産業常任委員長 真野 頼 隆

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第26号	専決処分の報告及び承認について 専第2号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について	承 認	全員賛成
議第27号	専決処分の報告及び承認について 専第3号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	承 認	全員賛成
議第28号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第15号）付託分	承 認	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和5年5月15日

厚生文教常任委員長 牧 下 恭 之

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第28号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第15号）付託分	承 認	全員賛成

議第29号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第1号）付託分	承 認	全員賛成
議第30号	専決処分の報告及び承認について 専第6号 令和5年度水俣市一般会計補正予算（第2号）付託分	承 認	全員賛成

○議長（岩村龍男君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第26号専決処分の報告及び承認についてから、議第30号専決処分の報告及び承認についてまで、5件を一括して採決します。

本5件に対する委員長の報告は、いずれも承認であります。

本5件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって本5件は、いずれも委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。

日程第6 議第31号 監査委員の選任について

○議長（岩村龍男君） 次に、日程第6、議第31号監査委員の選任についてを議題とします。

議第31号

監査委員の選任について

本市の監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条の規定に基づき、市議会の同意を求めます。

令和5年5月16日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市古城3丁目8番26号

氏 名 永田 靖

生年月日 昭和30年8月18日

（提案理由）

本市の監査委員として、本案のとおり選任しようとするものである。

○議長（岩村龍男君） 提案理由の説明を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本臨時市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議第31号監査委員の選任について申し上げます。

本案は、本市の監査委員として、坂本幸則監査委員の後任に、永田靖氏を選任いたしたく御提案申し上げますのであります。

同氏につきましては、税理士事務所に勤められるとともに、水俣市社会福祉協議会監事、水俣市振興公社監事に就任されており、人格、識見ともに優れ、本市の監査委員として誠に適任であると存じます。

以上、本臨時市議会に追加提案をいたしました議第31号について、提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（岩村龍男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま市長から提案理由の説明がありました本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論に入ります。

本件について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第7 議第32号 監査委員の選任について

○議長（岩村龍男君） 議第32号監査委員の選任についてを議題とします。

議第32号

監査委員の選任について

本市の監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条の規定に基づき、市議会の同意を求める。

令和5年5月16日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市市渡瀬385番地3

氏 名 桑原 一知

生年月日 昭和46年5月12日

（提案理由）

本市の監査委員として、本案のとおり選任しようとするものである。

○議長（岩村龍男君） 地方自治法第117条の規定により、桑原一知議員の退席を求めます。

（桑原一知君退場）

○議長（岩村龍男君） 提案理由の説明を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本臨時市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議第32号監査委員の選任について申し上げます。

本案は、議員のうちから選任する本市の監査委員として、真野頼隆前委員の後任に、桑原一知議員を選任いたしたく御提案申し上げますのであります。

同氏につきましては、厚生文教常任委員会委員長、環境対策特別委員会委員長等を歴任され、人格、識見ともに優れ、本市の監査委員として誠に適任であると存じます。

以上、本臨時市議会に追加提案をいたしました議第32号について、提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（岩村龍男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま市長から提案理由の説明がありました本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論に入ります。

本件について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

（桑原一知君入場）

○議長（岩村龍男君） これから採決します。

議第31号監査委員の選任についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

（桑原一知君退場）

○議長（岩村龍男君） 次に、議第32号監査委員の選任についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

（桑原一知君入場）

日程第8 議第33号 固定資産評価員の選任について

○議長（岩村龍男君） 次に、日程第8、議第33号固定資産評価員の選任についてを議題とします。

議第33号

固定資産評価員の選任について

本市の固定資産評価員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

令和5年5月16日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市汐見町2丁目1番12号

氏 名 小形 浩充

生年月日 昭和41年1月19日

（提案理由）

職員の人事異動に伴い、新たに固定資産評価員として、本案のように選任しようとするものである。

○議長（岩村龍男君） 提案理由の説明を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本臨時市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議第33号固定資産評価員の選任について申し上げます。

本案は、本年4月1日に実施いたしました市職員の人事異動に伴い、固定資産評価員である税務課長が交代をいたしましたので、新税務課長の小形浩充君を選任いたしたく御提案申し上げるものであります。

以上、本臨時市議会に追加提案いたしました議第33号について、提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意くださいますようお願いいたします。

○議長（岩村龍男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま市長から提案理由の説明がありました本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。
これから討論に入ります。

本議案について討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第33号固定資産評価員の選任についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定いたしました。

○議長(岩村龍男君) 以上で今期臨時会の全日程を終了いたしました。

これで令和5年第2回水俣市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時18分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 臨時議長 松本和幸

議長 岩村龍男

署名議員 平岡 朱

署名議員 松本和幸

令和5年5月第2回水俣市議会臨時会（5月15日～5月16日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第26号	専決処分の報告及び承認について 専第2号 水俣市税条例等の一部を改正 する条例の制定について	5月15日	総務産業	5月16日 承 認	
議第27号	専決処分の報告及び承認について 専第3号 水俣市国民健康保険税条例の 一部を改正する条例の制定に ついて	5月15日	総務産業	5月16日 承 認	
議第28号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 令和4年度水俣市一般会計補 正予算（第15号）	5月15日	各 委	5月16日 承 認	
議第29号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 令和5年度水俣市一般会計補 正予算（第1号）	5月15日	厚生文教	5月16日 承 認	
議第30号	専決処分の報告及び承認について 専第6号 令和5年度水俣市一般会計補 正予算（第2号）	5月15日	厚生文教	5月16日 承 認	
議第31号	監査委員の選任について	5月16日	省 略	5月16日 同 意	
議第32号	監査委員の選任について	5月16日	省 略	5月16日 同 意	
議第33号	固定資産評価員の選任について	5月16日	省 略	5月16日 同 意	

〔選挙〕

件 名	選挙月日	当 選 人	備 考
議長選挙について	5月15日	岩 村 龍 男	投 票
副議長選挙について	5月15日	田 口 憲 雄	投 票
水俣芦北広域行政事務組合議 会議員選挙について	5月15日	岩村龍男・高岡朱美・藤本壽子・小路貴紀 桑原一知・真野頼隆・田口憲雄・松本和幸	指名推選

〔選任〕

件 名	選任月日	氏 名
常任委員の選任について	5月15日	(参考資料参照)
議会運営委員の選任について	5月15日	(参考資料参照)
環境対策特別委員の選任について	5月15日	(参考資料参照)
高速交通対策特別委員の選任について	5月15日	(参考資料参照)

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告第3号	予算の繰越しの報告について	5月15日
報告第4号	予算の繰越しの報告について	5月15日
報告第5号	予算の繰越しの報告について	5月15日

〔継続調査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	5月15日	総務産業	5月15日 継続調査	
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	5月15日	厚生文教	5月15日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	5月15日	議会運営	5月15日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

(参考)

水俣市議会構成一覽表

議 長	岩 村 龍 男	令和5年5月15日当選
副 議 長	田 口 憲 雄	令和5年5月15日当選
監 査 委 員	桑 原 一 知	令和5年5月16日同意

常任委員会

(令和5年5月15日選任)

委員会名	正副委員長	委 員			担当書記
総務産業 定数8人	(正) 真野 頼隆	吉野 誠	杉本 康宏	森川 武治	森 橋本
	(副) 高岡 朱美	藤本 壽子	桑原 一知	松本 和幸	
厚生文教 定数8人	(正) 牧下 恭之	平岡 朱	杉迫 一樹	淵上 美緒	宮崎 岡本
	(副) 木戸 理江	岩村 龍男	小路 貴紀	田口 憲雄	

議会運営委員会

(令和5年5月15日選任)

正副委員長	委 員			担当書記
(正) 小路 貴紀	杉迫 一樹	森川 武治	高岡 朱美	橋本 岡本
(副) 松本 和幸	真野 頼隆			

特別委員会

(令和5年5月15日設置・選任)

委員会名	正副委員長	委 員			担当書記
環境対策 定数8人	(正) 松本 和幸	平岡 朱	淵上 美緒	森川 武治	宮崎 岡本
	(副) 木戸 理江	藤本 壽子	小路 貴紀	桑原 一知	
高速交通対策 定数7人	(正) 真野 頼隆	杉迫 一樹	吉野 誠	杉本 康宏	森 橋本
	(副) 牧下 恭之	高岡 朱美	田口 憲雄		